

公 示 送 達 書

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、次の書類を公示送達します。この書類は、次の保管場所にて保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

なお、公示をした日から起算して７日を経過したときは、この書類の送達があったものとみなされます。

令和８年９月８日

安城市長 三星元人

送 達 す べ き 書 類	
名 称	令和８年度納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書
保管場所	安城市役所福祉部高齢福祉課
送達を受けるべき者の氏名又は名称	
盛田 幹夫	
川本 昌弘	
村岡 史生	